

鹿沼市電子納品運用ガイドライン（案）の一部改正について

【 第 2 版（平成 2 0 年 8 月） 】

改正点は以下のとおりです。

1 . 運用ガイドラインの取扱い

栃木県 C A D 製図基準運用ガイドライン（案）の追加

栃木県策定の栃木県 C A D 製図基準運用ガイドライン（案）が平成 19 年 4 月に策定されたことを受け、追加しました。

電子納品関連要領（案）・基準（案）の取扱い

栃木県策定の電子納品に関する要領・基準（案）が改訂されたことを受け、策定年月日を改訂しました。

- ・ 栃木県 C A L S / E C 電子納品運用に関するガイドライン（案）

平成 16 年 6 月 平成 20 年 4 月

国土交通省策定の電子納品関連要領・基準の一部が改訂されたことを受け、策定年月日を改訂しました。

- ・ デジタル写真管理情報基準（案） 平成 16 年 6 月 平成 18 年 1 月
- ・ 工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備編 平成 16 年 6 月 平成 18 年 3 月
- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案）機械通信設備編 平成 16 年 6 月 平成 18 年 3 月
- ・ C A D 製図基準（案）機械通信設備編 平成 16 年 6 月 平成 18 年 3 月

栃木県及び国土交通省のアドレス変更

栃木県及び国土交通省のホームページアドレスが変更になりましたので、改訂しました。

栃木県ホームページ

旧 <http://www.pref.tochigi.jp/cals/>

新 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/jyouhouka/denshikenchou/cals.html>

国土交通省ホームページ

旧 <http://www.nilim.go.jp/>

新 <http://www.cals-ed.go.jp/>

2 . 工事・業務管理ファイル

工事・業務管理ファイル

工事・業務管理ファイルの作成義務と、設計書コードの基準を明記しました。

3 . 使用媒体及び提出形式

作成数

これまで、工事は、3 セット作成し 2 セットを提出することとしましたが、2 セット作成し 1 セットを提出することとしました（委託業務と同じ）。

4 . その他

デジタルカメラの画素数

デジタルカメラの画素数を 120 万画素程度と指定しました。